

## 大項目 14 自己点検・評価

### 【目標】

大学として適切な水準を維持し、大学の理念・目的の実現を図るために、自己点検・評価規則に基づき、大学の教学、経営等の諸活動を不断に点検・評価し、その点検結果を反映させるための改善・改革方策を取り入れるシステムを確立させる。同時に、その結果を基に定期的な認証評価を受ける。

### 1) 大学・学部

#### ① 自己点検・評価

---

A群 自己点検・評価を恒常的に行なうための制度システムの内容とその活動上の有効性

#### ● 現状把握

学校法人武蔵野美術大学は、1993年8月に「財団法人大学基準協会」への加盟申請を行い、1994年3月に維持会員となった。同時に、同年7月には「学校法人武蔵野美術大学自己点検・評価規則」を制定し、規則第5条において自己点検・評価活動の報告書は原則として3年ごとに理事長及び学長に提出することを定めた。また、同年9月の教授会において点検評価活動機関として「自己点検・評価運営委員会」を設置することが確認された。

その後、1995年6月には「自己点検・評価運営委員会」を、また、同年10月に「自己点検評価実施委員会」を発足させ、実質的な自己点検・評価実務作業に向けての活動が開始された。

また、1995年10月に開催された「第1回自己点検・評価実施委員会」全体会議資料において、自己点検・評価の実施の目標として「自己点検・評価の背景とその必要性」及び「本学における自己点検・評価実施の目的」が示され、各点検・評価実施委員会は1996年～1998年の3年間で実務作業を終え、1998年度末を期限として報告書を提出することが確認された。その3年間の点検・評価活動の集成として、「明日にむかって 自己点検・評価報告書」が1999年3月に刊行された。

第1回自己点検・評価報告書が刊行された後の、2000年4月には、次期の自己点検・評価への体制整備に向けて「運営」及び「実施」委員会のコンパクト化を想定した「学校法人武蔵野美術大学自己点検・評価規則」の一部改正手続が行われた。また、同時に2001年5月の教授会において第2回自己点検・評価委員会を設置することが確認さ

れた。

2001年6月に発足した第2回自己点検・評価委員会は、今回の自己点検・評価活動では、2003年度あるいは2004年度に予定されている大学基準協会での相互評価を前提とした実施プログラムを策定すること、また、第1回で作業を行わなかった項目について、新たに自己点検・評価活動を行い、それによって大学の活動の改善に寄与すること、更に、第1回の自己点検・評価活動とその結果を開示した「明日に向かって自己点検・評価報告書」以降行われた大学組織・制度・規則等のさまざまな改編や改正、進行中のものを含めて自己点検・評価活動として意味づけることのできるものを取り上げて点検・評価を行う等の事項を理事長及び学長に中間報告を行った。

また、第2回自己点検・評価委員会は、2001年10月に第1回目の自己点検・評価実務作業委員会（全体会）を開催し、今回の点検・評価項目については、財政、教育と研究、大学院、大学の基礎データの4項目の点検・評価を実施すること、また、実務作業委員会の活動期間については、2001年10月～2002年7月までとすること、また、各実務作業委員会は2002年9月を目途に、自己点検・評価委員会委員長に報告書を提出すること等の確認を行った。

第2回自己点検・評価委員会は、前述の諸活動の経過後の2003年3月、理事長及び学長に自己点検・評価活動報告書の提出をし、大学は2003年9月に「2001/2002 自己点検・評価報告書」を刊行した。

第3期自己点検・評価委員会は、2004年4月に発足し、実務作業委員会を立ち上げる以前に第3期自己点検・評価委員会の活動方針に係る次の課題に関して、十数回の委員会を開催し、検討・調整を重ねた。この綿密な事前作業は、前2回の反省を踏まえたものである。

#### （活動方針）

1. 相互評価および第三者評価をめぐる動きについて
  - ① 昨年までの経緯について
  - ② 本年度の状況の変化について
2. 第3期自己点検・評価委員会の位置づけについて
  - ① 本学の相互評価（第三者評価）の時期について
  - ② 本委員会の方針と活動について
3. 自己点検・評価 第三者評価スケジュール等について
  - ① 基礎データ作成の基準日について
  - ② 本委員会のデータの読み取りについて
  - ③ 自己点検・評価実務作業委員会の構成について

以上のことを検討・調整した結果、委員会は、2008年度に認証評価機関（大学基準協会）による認証評価を受ける日程で自己点検・評価活動を行うため、早急に実務作業委員会を発足させ、活動を開始する旨、教授会で報告した。

第3期自己点検・評価委員会は、2005年4月、第1回自己点検・評価実務作業委員会を開催し、実務作業は開始された。委員会は、1年半後の2006年10月に理事長及

## 自己点検・評価

び学長に自己点検・評価活動報告書の提出を行い、大学は「平成 16・17 年度 自己点検・評価報告書」を刊行した。

引き続き、第 3 期自己点検評価委員会は、2007 年 4 月 23 日に 2007 年度第 1 回実務作業委員会総会を開催し、大学基準協会の認証評価を受けるための実務作業を開始した。

### ●点検・評価

本学は、「学校法人武蔵野美術大学自己点検・評価規則」に基づき、恒常的な自己点検・評価を実施しており、システムは有効に活かされているものと評価する。

### ●改善・改革方策

第 3 期自己点検・評価委員会は、7 年に 1 回の認証評価を受けるため、第 4 期以降の恒常的な自己点検・評価委員会の活動予定を計画した。

したがって、各期の自己点検・評価委員会は、間断なく自己点検・評価作業を実施し、改善・改革を行っていくことになっている。

## ②自己点検・評価と改善・改革システムの連結

---

A 群 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

### ●現状把握

第 1 回自己点検・評価報告書は、形式・表現の統一性には欠けるが、3 年を費やした各項目の調査内容については、かなり詳細なものといえる。また、それぞれの項目への点検・評価は多少に関わらず示されており、初めて実施された点検・評価作業のまとめとしては、ある程度整った仕上がり具合といえる。しかしながら、「学校法人武蔵野美術大学自己点検・評価規則」第 7 条（改善努力）の指摘にまで至っておらず、単に報告書としてまとめただけの結果となっている。

第 2 回自己点検・評価報告書は、点検・評価項目を 4 項目に絞っているため、軽量版になっているが、それぞれの項目の点検・評価は 1 年間という短期間において忠実に実務作業が行われてきた。また、大項目ごとに点検・評価あるいは提案等の形で課題が指摘されているが、その形式・表現等については第 1 回自己点検・評価報告書と同様に必ずしも統一されたものとはいえず、次期点検・評価活動に向けた反省材料の一つであった。また、第 2 回自己点検・評価委員会は、報告書のあとがきにおいて、「次期の点検・評価活動に向けては、相互評価（第三者評価）を受けるための準備をするよう理事長・学長に提議している。」旨、記述している。これを基に、理事長から

各部門それぞれの改善・進捗状況に関する検討、報告が求められており、第1回自己点検・評価に比して進歩が見受けられる。

第3期自己点検・評価委員会は、2006年10月、各実務作業報告書の点検・修正と同時に、重点項目（大項目毎）の課題の抽出・整理を行い、理事長及び学長に提出した。

それを受け、2006年11月、理事長及び学長は重点項目の改善・改革方策の具体化に向けて検討を行うよう各事務所管に指示を行い、2007年5月、各事務所管から理事長及び学長に対し、検討の経過・結果などについて報告がなされた。

第3期自己点検・評価委員会は、前記報告及び5月1日現在の基礎データを基に実務作業を開始した。

### ●点検・評価

第2回自己点検・評価委員会の改善・改革に向けてのシステムは、規則第7条（改善努力）に基づく手続きとは異なっており、制度・システムの構築は、検討課題となっていた。

そのため、第3期自己点検・評価委員会は、前項の現状把握に記すとおり制度・システムの改善努力を行い、課題は有る程度解消されたといっている。

### ●改善・改革方策

第3期自己点検・評価委員会から実現されたシステムは、現状報告の項で記したとおりであるが、重点項目の諸課題の解消に向けて、次期の自己点検評価委員会は、システムのより効果的な運用を更に検討していく。

## ③自己点検・評価に対する学外者による検証

---

B群 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

### ●現状把握

本学は、1994年に大学基準協会の維持会員として加盟した時点では、大学基準協会から大学評価（加盟判定審査、相互評価）を受ける周期について、明確に示されていなかったため大学評価を受けてこなかった。しかし、大学基準協会による大学評価（加盟判定審査、相互評価）は、1996年度から新規加盟する大学に対して実施され、2001年度までは次の相互評価までの周期を10年と定めていた。更に2002年度以降は、加盟判定審査を受けて初回の相互評価は5年後、その後は7年周期に改められたが、本学はこの決定以前の1994年3月に加盟していたため、自己点検・評価規則を制定し自

## 自己点検・評価

主的な自己点検・評価活動を行ってきたが、今日まで大学基準協会による大学評価（相互評価）を受けていなかった。

しかしながら、第2回自己点検・評価委員会は、大学評価（相互評価）を受けることの意義を考慮した場合、本学も他大学に倣い大学評価を受けるよう理事長・学長に提議し、2003年12月の教授会で大学評価（相互評価）を受ける準備のために第3期自己点検・評価委員会を立ち上げることが承認された。その際、本学が大学基準協会の大学評価（相互評価）を受ける時期は2006年度とし、大学評価（相互評価）を受けるための基本条件として、学内常置の自己点検・評価委員会の基に実務作業グループをおく等の計画案が示され、併せて承認された。

2003年12月の教授会で大学評価（相互評価）を受けることが承認された後の2004年4月から、学校教育法の改正（法第69条の3第2項）が行われ、国公立全ての大学は、7年以内に1度（学校教育法施行令第40条）、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務付けられた。そのため、第3期自己点検・評価委員会は、本学を含む現在開校している全ての大学が評価を受けるタイム・リミットである2010年度末までに評価機関による評価を受ける義務についての確認及び受ける時期について改めて検討を行った。

検討の結果、第3期自己点検・評価委員会は、2004年7月の教授会において、本学は2006年に大学基準協会の大学評価（相互評価）を受ける予定であったが、学校教育法の改正に基づいた評価機関による評価を受けるための準備期間を含めたスケジュールに改めて変更することが妥当であるとの見解を示し、再度承認された。

また、同時に本学は大学基準協会の維持会員として1994年より加盟している経緯から、認証評価機関として大学基準協会を選択することも併せて確認された。

また、2005年3月の教授会において、今回の自己点検・評価活動を実施する第3期自己点検・評価委員会の任期は、評価機関による評価を受けるための自己点検・評価報告書をまとめるため、及び評価機関の現地査察を受ける任を担う理由から2005年4月から2009年3月までの4年間にわたる長期間になる旨、確認された。

また、2005年4月には自己点検・評価実務作業委員会が発足し、実務作業委員会は、大学基準協会の定める点検項目に添って、現状把握、点検・評価（長所と問題点）、改善・改革方策をまとめ、2006年3月までに第3期自己点検・評価委員会委員長に報告書が提出された。

なお、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関（大学基準協会）が行う評価に係る内容的なもの（評価基準、評価項目、評価方法）については大きな変更点はなく、新たに現地視察の導入及び評価結果（内容）が刊行物やインターネット等により社会に開示される点が追加になっている。

### ●点検・評価

現状把握の項で記載したとおり、当初は大学評価（相互評価）を受ける予定であったが、認証評価機関による評価を受けるためのスケジュールに変更になったことから、

学外者による検証は実施していないため、認証評価機関の評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置を講じる必要がある。

### ●改善・改革方策

2008年度に認証評価機関の評価を受けた後、大学は評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置を講じる必要があり、そのためには、次期の自己点検・評価委員会は、学外者による検証（時期や方法等）の具体化に向けて検討すべきである。

## ④大学に対する社会的評価等

---

C群 大学・学部の社会的評価の検証状況

### ●現状把握

大学・学部に対する社会的評価については、新聞、入試情報誌、雑誌等の媒体での広報活動、ホーム・ページ上での各種情報の公開、公開講座、地方で毎年実施される地域フォーラム、オープンキャンパス、全国各地で実施される進学相談会、産官学共同研究リサーチなど、様々な形で外部に情報が発信され、それなりの評価が得られている。

また、教育に関しては、2006年度の文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム」に「美術と福祉プログラム」を申請、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に「いわむろのみらい」創生プロジェクト、及び「造形ファイル」を申請し、3件とも全てが採択され、採択後の各々の教育プログラムの活動実態は、ホーム・ページ上に随時情報を公開している。

### ●点検・評価

大学・学部の社会的評価に関しては、大学ランキング評価等を掲載している情報誌、新聞、雑誌、インターネットなど様々な媒体から情報を入手することが可能な時代である。しかしながら、現状は、情報を入手してもその材料を組織的に十分に分析・検証しているとは言い難い。

ただし、現状把握で記載した文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム」及び「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」の採択は、他の大学の類をみない本学教育支援プログラムが高く評価された結果といえる。

### ●改善・改革方策

社会的評価は、様々な情報の中で公表されており、少子化時代における大学・学部

の特色等を社会に認識させるための重要なポイントとされる。また、今後、更に激化する大学間の競争的環境の中で勝ち残るためには不断の努力が必要である。

したがって、次期自己点検評価委員会が中心となって、各業務所管と共に更に高い社会的評価を得るための分析・検証作業をすすめていく必要がある。

## ⑤大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

---

A群 文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応

### ●現状把握

本学は、1994年6月に、財団法人大学基準協会の維持会員として加盟・登録した。

本学が大学基準協会に加盟・登録した以降、文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告事項等に対する履行状況の報告は以下とおりである。

#### 1. 大学・学部・学科、大学院研究科及び造形学部通信教育課程等の認可等の際に文部科学省から付された履行条件について

過去10年間に本学学部・学科、大学院研究科及び学部通信教育課程が、認可を受けた状況は次のとおりである。

- (1) 平成11年(1999年)4月 造形学部芸術文化学科及びデザイン情報学科
  - (2) 平成14年(2002年)4月 造形学部通信教育課程
  - (3) 平成16年(2004年)4月 大学院造形研究科博士後期課程造形芸術専攻
- 3件の内、設置認可時に留意事項の指摘を受けたものは、(1)及び(2)であり、その留意事項及び履行状況は、以下のとおりである。

#### (1) 造形学部芸術文化学科及びデザイン情報学科設置認可時に指摘された留意事項及び履行状況

##### A 文部科学省高等教育局からの造形学部芸術文化学科及びデザイン情報学科の設置についての留意事項

- A-1【留意事項】情報処理学習施設の補助職員の配置に努めること。
- A-2【留意事項】教員の研究条件の向上に努めること。
- A-3【留意事項】武蔵野美術大学短期大学部については、平成11年4月1日で学生募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止すること。

【履行状況】

(平成 11 年度大学等の設置に係る年次計画履行状況報告書)

- A-1-ア 専任の助手を配置し、担当させている。
- A-1-イ 情報処理全般について、専門的知識を有する委託職員を配置し、担当させている。
- A-2 教員の個人研究費を 278,000 円から 300,000 円に増額した。
- A-3 留意事項通り、短期大学部全科全専攻の平成 11 年度入試は実施していない。したがって、平成 11 年度の短期大学部は、2 年生及び専攻科の学生となる。(原級留置による 1 年生 16 名)

(平成 12 年度大学等の設置に係る年次計画履行状況報告書)

- A-1-ア 専任の助手を配置し、担当させている。
- A-1-イ 情報処理全般について、専門的知識を有する委託職員を配置し、担当させている。
- A-2 教員の個人研究費を 278,000 円から 300,000 円に増額した。
- A-3 留意事項通り、短期大学部全科全専攻の平成 11 年度以降の入試は実施していない。したがって、平成 12 年度の短期大学部は、2 年生(原級留置)及び専攻科の学生となっている。

(平成 13 年度大学等の設置に係る年次計画履行状況報告書)

- A-1-ア 専任の助手を配置し、担当させている。
- A-1-イ 情報処理全般について、専門的知識を有する委託職員を配置し、担当させている。
- A-2 教員の個人研究費を 278,000 円から 300,000 円に増額した。
- A-3 留意事項通り、短期大学部全科全専攻の平成 11 年度以降の入試は実施していない。したがって、平成 12 年度の短期大学部は、2 年生、専攻科の学生のみが在籍している。

(平成 14 年度大学等の設置に係る年次計画履行状況報告書)

- A-1-ア 専任の助手を配置し、担当させている。
- A-1-イ 情報処理全般について、専門的知識を有する委託職員を配置し、担当させている。
- A-2 教員の個人研究費を 278,000 円から 300,000 円に増額した。
- A-3 留意事項通り、短期大学部全科全専攻の平成 11 年度以降の入試は実施していない。したがって、平成 13 年度の短期大学部は、原級留置の 2 年生、専攻科の学生のみが在籍している。  
平成 14 年 3 月 31 日付をもって短期大学部の学生はいなくなったが、通信教育生が平成 15 年度まで在籍可能であるため、その後廃止の手続を行う予定である。

**B 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会からの造形学部芸術文化学科及び  
デザイン情報学科の設置後の留意事項**

- B-1【留意事項】 設置計画を確実に実施するとともに、その計画に変更を加えるときは事前に協議すること。
- B-2【留意事項】 寄付金については、任意性を明記すること。
- B-3【留意事項】 武蔵野美術大学短期大学部については、計画どおりに廃止すること。

**【履行状況】**

（平成 11 年度大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査の留意事項に対する履行状況報告書）

（平成 12 年度大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査の留意事項に対する履行状況報告書）

（平成 13 年度大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査の留意事項に対する履行状況報告書）

（平成 14 年度大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査の留意事項に対する履行状況報告書）

- ①-B-1 設置計画遂行に努めている。
- ①-B-2 趣意書に「募集は任意による」旨、明記した。
- ①-B-3 武蔵野美術大学短期大学部については、平成 11 年 4 月 1 日で学生募集を停止した。在学生の卒業をまって廃止する。

## (2) 造形学部通信教育課程設置認可時に指摘された留意事項及び履行状況

### A 文部科学省高等教育局からの造形学部通信教育課程設置についての留意事項

#### 【履行状況の報告内容】

「平成 14 年度大学等の設置に係る履行状況報告書」及び「平成 14 年度年度大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査について」の報告内容

- ②-A-1-ア 2 年次及び 3 年次の編入学者の受入れのため、開設初年度より各年次の教材などを完備し、スクーリングも含めて万全の教育条件の整備に努めている。
- ②-A-1-イ 既修得単位の認定にあたっては、入学年次に応じた一括の単位認定に加えて、すでに履修した分野を反映した個別の単位認定を行っている。
- ②-A-1-ウ 編入学の年次及び学科・コースに応じた履修指導を行っている。
- ②-A-2 通信教育課程の開設に伴い平成 14 年 4 月 1 日に通信教育課程事務部を置き、通信教育課程の事務処理機能の向上のための学務事務組織の改編を行った。また、学生からの各種登録及び学修報告の提出等の事務処理をインターネットを活用して行うための教育情報システムの運用を行い、能率的な事務処理と学生の利便性の向上に努めている。
- ②-A-3 本法人においては従来から入学者の父母からの寄附金については任意性を明示し、また任意性の趣旨を明確にするためにその依頼及び振り込みを入学手続き以降に限定していた。さらに一昨年度からは、寄附金の依頼及び振り込みを学籍の発生する日以降にすることによって、いっそうの任意性の明確化に努めた。本年度は、4 月末日に依頼書の発送を行った。
- ②-A-4 留意事項の趣旨を踏まえて、基礎デザイン学科の編入学者の募集に努める計画であり、また今後の編入学定員のあり方についての検討をすすめている。

## 自己点検・評価

「平成 15 年度大学等の設置に係る履行状況報告書」及び「平成 15 年度年度大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査について」の報告内容

- A-1-ア 2 年次及び 3 年次の編入学者の受入れのため、開設初年度より各年次の教材などを完備し、スクーリングも含めて万全の教育条件の整備に努めている。
- A-1-イ 既修得単位の認定にあたっては、入学年次に応じた一括の単位認定に加えて、すでに履修した分野を反映した個別の単位認定を行っている。
- A-1-ウ 編入学の年次及び学科・コースに応じた履修指導を行っている。
- A-2 通信教育課程の開設に伴い平成 14 年 4 月 1 日に通信教育課程事務部を置き、通信教育課程の事務処理機能の向上のための学務事務組織の改編を行った。また、学生からの各種登録及び学修報告の提出等の事務処理をインターネットを活用して行うための教育情報システムの運用を行い、能率的な事務処理と学生の利便性の向上に努めている。
- A-3 本法人においては従来から入学者の父母からの寄附金については任意性を明示し、また任意性の趣旨を明確にするためにその依頼及び振り込みを入学手続き以降に限定していた。さらに一昨年度からは、寄附金の依頼及び振り込みを学籍の発生する日以降にすることによって、いっそうの任意性の明確化に努めた。  
本年度は、4 月末日に依頼書の発送を行った。
- A-4 留意事項の趣旨を踏まえて、基礎デザイン学科の編入学者の募集に努める計画であり、具体的には平成 16 年度編入学試験においては従来 1 回だった試験日程を、2 回の日程で行う予定である。また今後の編入学定員のあり方について検討をすすめている。

「平成 16 年度大学等の設置に係る履行状況報告書」及び「平成 16 年度年度大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査について」の報告内容

- A-1-ア 2 年次及び 3 年次の編入学者の受入れのため、開設初年度より各年次の教材などを完備し、スクーリングも含めて万全の教育条件の整備に努めている。
- A-1-イ 既修得単位の認定にあたっては、入学年次に応じた一括の単位認定に加えて、すでに履修した分野を反映した個別の単位認定を行っている。
- A-1-ウ 編入学の年次及び学科・コースに応じた履修指導を行っている。
- A-2 通信教育課程の開設に伴い平成 14 年 4 月 1 日に通信教育課程事務部を置き、通信教育課程の事務処理機能の向上のための学務事務組織の改編を行った。また、学生からの各種登録及び学修報告の提出等の事務処理をインターネットを活用して行うための教育情報システムの運用を行い、能率的な事務処理と学生の利便性の向上に努めている。
- A-3 （履行状況調査結果に基づく留意事項から削除される）
- A-4 留意事項の趣旨を踏まえて、基礎デザイン学科の編入学者の募集に努める

計画であり、具体的には平成 16 年度編入学試験においては従来 1 回だった試験日程を、2 回の日程で実施した。また今後の編入学定員のあり方について検討をすすめている。

「平成 17 年度大学等の設置に係る履行状況報告書」及び「平成 17 年度年度大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査について」の報告内容

- ②-A-1-7 （履行状況調査結果に基づく留意事項から削除される）
- ②-A-1-イ （履行状況調査結果に基づく留意事項から削除される）
- ②-A-1-ウ （履行状況調査結果に基づく留意事項から削除される）
- ②-A-2 通信教育課程の開設に伴い平成 14 年 4 月 1 日に通信教育課程事務部を置き、通信教育課程の事務処理機能の向上のための学務事務組織の改編を行った。また、学生からの各種登録及び学修報告の提出等の事務処理をインターネットを活用して行うための教育情報システムの運用を行い、能率的な事務処理と学生の利便性の向上に努めている。
- ②-A-3 （履行状況調査結果に基づく留意事項から削除される）
- ②-A-4 （履行状況調査結果に基づく留意事項から削除される）

「平成 18 年度大学等の設置に係る履行状況報告書」及び「平成 18 年度年度大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査について」の報告内容

「留意事項」は、特になし。

## 2) 財団法人大学基準協会維持会員加盟後の勧告事項について

本学が、1997 年（平成 9 年）6 月に大学基準協会の維持会員として加盟が認定された後に指摘された勧告事項は次のとおりである。

### 1. 平成 9 年度勧告事項について（進行中の事項を含む）

#### 【勧告事項】

#### (1) 全学に関する事項

- ① 全学の教員組織について  
専任教員の一層の充実に努力されたい。
- ② 全学の教育研究施設について
  - A 講義室の充実に努力されたい。
  - B 教員研究室については個室が用意されるよう改善に努力されたい。
  - C 図書館に関しては、図書の充実、学生用閲覧室の座席数の増加など、

整備に一層努力されたい。

③ 教員の任免について

教員の任免に関して、教授会の意向が反映されるように選考方法を改善することが望ましい。

④ 経費関係事項について

専任教員の研究費の増額に留意されたい。

⑤ 管理・運営組織について

学長選出の過程において、教学側の意向が充分反映されるよう規程を整備されたい。

(2) 造形学部に関する事項

① 学部の学科別の教育課程及びその履修方法について一部学科において卒業必修単位（140単位）が多いように見受けられるので、学生の負担加重とならないようその適正化を図られたい。また、短期大学との合併授業が効果的である点は認められるとしても、大学としての教育目的の達成を阻害することがあってはならないという点に留意されたい。

② 研究活動について

提出された資料によると、専任教員の中に研究活動の不活発な者が見受けられるので、その活性化に努力されたい。

(3) 一般教養的教育等に関する事項

① 学部教育の教員組織について

A 外国語科目担当の専任教員の充実を図られたい。

B 専任教員に高齢者が多く見受けられるので、年齢構成の適正化を図られたい。

C 若手専任教員の担当授業時間が加重負担にならないよう是正されたい。

「附記」

なお、判定委員会においては、「学部における一般教養的教育等の位置づけを明確にし、その責任ある教育体制を確立することが望ましい」との意見があったので参考とされたい。

【改善内容（進行中の事項も含む）】

大学基準協会からの勧告事項に対しては、平成9年10月6日に次のような改善報告を行った。

(1) -① 申請時の教員構成並びに教員数は、教授73名、助教授9名、専任講師5名の計87名であったが、現在は、教授70名、助教授15名、専任講師4名の計89名である。

②-A 現在、老朽化した工房等（平屋）の跡地に新たな工房等（2階建）

を建設しており、このことで大幅な面積増となる。また、本学の将来構想を視野に入れた施設設備計画を策定し、新たな校舎の建設（地上5階、地下1階）も予定している。その校舎は、講義室、演習室及び個人研究室が中心となる。

- ②-B 同上
- ②-C 学生閲覧室については、施設設備計画の中に新たな図書館の建設が含まれており、クリアできると考えている。  
図書については、今後充実に努める。
- ③ 専任教員人事に係る人事（採用、昇任他）については、主任教授の構成による協議会が中心となって進められていたが勧告以降は、協議会の権限をすべて教授会に移行して進められている。
- ④ 平成9年度の1人当たり「専任教員個人研究費」は278,000円、1人当たり「学会出張費」は91,000円、計369,000円（1人当たり）となっている。
- ⑤ 平成6年4月1日付にて「武蔵野美術大学学長に関する規則」、「武蔵野美術大学学長候補者選出規則」及び「学長候補者選出規則施行細則」を制定施行し、同年11月に規則制定後の選挙が行われた。
- (2)-① これまで卒業所要単位が、140単位以上であった建築学科、132単位以上であった基礎デザイン学科及び140単位以上であった映像学科については、平成9年度入学者からは124単位以上とする学則変更を行った。  
短期大学との合併授業については、出来るかぎり学生諸君の専門に係る科目を履修するよう指導しており、教育目的を阻害しているとは考えていない。
- ② 勧告以降、専任教員については毎年度の業績を報告するよう義務付けた。
- (3)-①-A 現在もドイツ語担当専任教員を採用していないが、現在在籍している専任教員の退職を待って採用する予定でいる。
- ①-B 平成7年度以降の専任教員採用については、若手教員の採用を中心として進めてきた。
- ①-C 本学服務規則に定める担当授業時間数を超えないよう努めている。

## 2. 改善報告書の検討結果についての「再度報告が求められる事項」（平成10年3月20日大基委相第104号）について

### 【勧告事項】

#### (1) 全学について

##### 教育研究施設

- ①講義室の充実に努力されたい。

②教員研究室については個室が用意されるよう改善に努力されたい。

③図書館に関しては、図書の実、学生用閲覧室の座席数の増加など、整備に一層努力されたい。

(2) 一般教養的教育について

教員組織

①外国語科目担当の専任教員の充実を図られたい。

②専任教員に高齢者が多く見受けられるので、年齢構成の適正化を図られたい。

③若手専任教員の担当授業時間が加重負担にならないよう是正されたい。

「付記事項」

全学に関する事項

①専任教員の充実について

②学長選出過程に関する規定の整備について

【改善状況】

大学基準協会からの「再度報告が求められる事項」に対する改善については、平成13年7月23日に以下のとおり報告を行った。

(1) -① 平成12年に新校舎(9号館)が完成し、その中に講義室3室(収容人員357名)を新たに増設した。

短期大学の教育施設の一部を用途変更し、講義室を増やした。(短期大学部は改組転換により、11年度から学生募集を停止したため、その施設は造形学部へ移管している。)

② 新校舎(9号館)に教員個人研究室を大幅に増設した。また、短期大学の共用研究室の一部を改修し、造形学部教員の個人研究室として位置づけた。

③ 本学の「美術資料図書館」は、美術館と図書館の両機能を合わせて持っている。報告事項を改善するため、全体調整を図り、特に図書館機能を以下のとおり充実させた。

ア 図書冊数を増やした。

イ 学生閲覧室の開架図書冊数を増やし、閲覧スペースの利便性を向上させた。

ウ 閲覧室の座席数は増加していないが、美術資料図書館の今後の在り方に関する委員会を発足させ、美術館と図書館の両昨日の充実について検討しているところである。

(2) -① 学生のコミュニケーション能力の向上を図るべく、平成13年4月より、英語圏の文化・風土等の土壌を背景とするネイティブスピーカーを専任教員として採用し配置した。

本学の第1外国語は、英語、フランス語、ドイツ語、の3科目を選

択必修として開設しているが、専任教員数は、英語担当が 5 名、フランス語担当が 1 名であり、ドイツ語については専任を置いていない。その理由は、ドイツ語の履修希望者が非常に少ないこと、また、ヨーロッパの他言語や、アジア圏言語を含む新たな外国語の開設を視野に入れた外国語教育についての全体的な見直しが必要になっていることから、今後さらに検討して改善を図りたい。

- ② 専任教員の定年退職等に伴う補充採用や、2 学科の新設（芸術文化学科、デザイン情報学科）に伴う採用、また、平成 14 年度開設予定の造形学部通信教育課程（認可申請中）に伴う採用に当たっては、年齢構成の適正化に努めている。具体的には 30 歳代、40 歳代の若手教員の数を増やし、結果として全体の平均年齢も低下した。
- ③ 本学の服務規則に基づく専任教員の授業担当時間数は次のようになっており、実際の授業担当時間数も上記規則を超えないよう調整している。

実習科目・・・	教授、助教授は毎週 15 時間	専任講師は 18 時間
演習科目・・・	〃	は毎週 12 時間 専任講師は 14 時間
講義科目・・・	〃	は毎週 10 時間 専任講師は 12 時間

なお、現在、専任講師は 1 名のみであり、上記基準の範囲で担当している。

※大学基準協会に提出した改善状況の比較資料「別表 1～5」は、原文から削除した。

## 2. 改善報告書の検討結果についての「再度報告を求める事項」（平成 14 年 3 月 20 日大基委相第 265 号）について

### 【改善事項】

- (1) 図書館の学生用閲覧室の座席数の増加に向けて一層努力されたい。

本件に関する通知文書抜粋事項

「なお、別紙の「検討結果」に「再度報告事項」が付されている場合、再度改善報告を行うことが求められます。この報告書については、平成 17 年度より 7 年ごとの相互評価申請が義務化されることから、次回相互評価申請時にあわせてご提出ください。」

### ●点検・評価

現状把握の項に記したとおり、造形学部芸術文化学科及びデザイン情報学科の設置申請、及び通信教育課程の設置申請に係る文部科学省から指摘された留意事項への履行状況、また、財団法人大学基準協会から指摘された勧告事項への改善内容は、概ね努力・達成されているので評価できる。

## 自己点検・評価

しかし、2002年度に大学基準協会から再度報告が求められている図書館の学生閲覧室の増加については、改善に向けて努力しなければならない。

### ●改善・改革方策

図書館の学生閲覧室の座席数の増加については、2010年完成予定の美術資料図書館新棟建築計画において改善・努力する。

## 2) 大学院

### ① 自己点検・評価

---

A群 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

#### ●現状把握

学校法人武蔵野美術大学は、1993年8月に「財団法人大学基準協会」への加盟申請を行い、1994年3月に維持会員となった。同時に、同年7月には「学校法人武蔵野美術大学自己点検・評価規則」を制定し、規則第5条において自己点検・評価活動の報告書は原則として3年ごとに理事長及び学長に提出することを定めた。また、同年9月の教授会において点検評価活動機関として「自己点検・評価運営委員会」を設置することが確認された。

その後、1995年6月には「自己点検・評価運営委員会」を、また、同年10月に「自己点検・評価実施委員会」を発足させ、実質的な自己点検・評価実務作業に向けての活動が開始された。

また、1995年10月に開催された「第1回自己点検・評価実施委員会」全体会議資料において、自己点検・評価の実施の目標として「自己点検・評価の背景とその必要性」及び「本学における自己点検・評価実施の目的」が示され、各点検・評価実施委員会は1996年～1998年の3年間で実務作業を終え、1998年度末を期限として報告書を提出することが確認された。その3年間の点検・評価活動の集成として、「明日にむかって 自己点検・評価報告書」が1999年3月に刊行された。

第1回自己点検・評価報告書が刊行された後の、2000年4月には、次期の自己点検・評価への体制整備に向けて「運営」及び「実施」委員会のコンパクト化を想定した「学校法人武蔵野美術大学自己点検・評価規則」の一部改正手続が行われた。また、同時に2001年5月の教授会において第2回自己点検・評価委員会を設置することが確認さ

れた。

2001年6月に発足した第2回自己点検・評価委員会は、今回の自己点検・評価活動では、2003年度あるいは2004年度に予定されている大学基準協会での相互評価を前提とした実施プログラムを策定すること、また、第1回で作業を行わなかった項目について、新たに自己点検・評価活動を行い、それによって大学の活動の改善に寄与すること、更に、第1回の自己点検・評価活動とその結果を開示した「明日に向かって自己点検・評価報告書」以降行われた大学組織・制度・規則等のさまざまな改編や改正、進行中のものを含めて自己点検・評価活動として意味づけることのできるものを取り上げて点検・評価を行う等の事項を理事長及び学長に中間報告を行った。

また、第2回自己点検・評価委員会は、2001年10月に第1回目の自己点検・評価実務作業委員会（全体会）を開催し、今回の点検・評価項目については、財政、教育と研究、大学院、大学の基礎データの4項目の点検・評価を実施すること、また、実務作業委員会の活動期間については、2001年10月～2002年7月までとすること、また、各実務作業委員会は2002年9月を目途に、自己点検・評価委員会委員長に報告書を提出すること等の確認を行った。

第2回自己点検・評価委員会は、前述の諸活動の経過後の2003年3月、理事長及び学長に自己点検・評価活動報告書の提出をし、大学は2003年9月に「2001/2002 自己点検・評価報告書」を刊行した。

第3期自己点検・評価委員会は、2004年4月に発足し、実務作業委員会を立ち上げる以前に第3期自己点検・評価委員会の活動方針に係る次の課題に関して、十数回の委員会を開催し、検討・調整を重ねた。この綿密な事前作業は、前2回の反省を踏まえたものである。

#### （活動方針）

1. 相互評価および第三者評価をめぐる動きについて
  - ③ 昨年までの経緯について
  - ④ 本年度の状況の変化について
2. 第3期自己点検・評価委員会の位置づけについて
  - ① 本学の相互評価（第三者評価）の時期について
  - ② 本委員会の方針と活動について
3. 自己点検・評価 第三者評価スケジュール等について
  - ① 基礎データ作成の基準日について
  - ② 本委員会のデータの読み取りについて
  - ③ 自己点検・評価実務作業委員会の構成について

以上のことを検討・調整した結果、委員会は、2008年度に認証評価機関（大学基準協会）による認証評価を受ける日程で自己点検・評価活動を行うため、早急に実務作業委員会を発足させ、活動を開始する旨、教授会で報告した。

第3期自己点検・評価委員会は、2005年4月、第1回自己点検・評価実務作業委員会を開催し、実務作業は開始された。委員会は、1年半後の2006年10月に理事長及

## 自己点検・評価

び学長に自己点検・評価活動報告書の提出を行い、大学は「平成 16・17 年度 自己点検・評価報告書」を刊行した。

引き続き、第 3 期自己点検評価委員会は、2007 年 4 月 23 日に 2007 年度第 1 回実務作業委員会総会を開催し、大学基準協会の認証評価を受けるための実務作業を開始した。

### ●点検・評価

本学は、「学校法人武蔵野美術大学自己点検・評価規則」に基づき、恒常的な自己点検・評価を実施しており、システムは有効に活かされているものと評価する。

### ●改善・改革方策

第 3 期自己点検・評価委員会は、7 年に 1 回の認証評価を受けるため、第 4 期以降の恒常的な自己点検・評価委員会の活動予定を計画した。

したがって、各期の自己点検・評価委員会は、間断なく自己点検・評価作業を実施し、改善・改革を行っていくことになっている。

---

A 群 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

### ●現状把握

第 1 回自己点検・評価報告書は、形式・表現の統一性には欠けるが、3 年を費やした各項目の調査内容については、かなり詳細なものといえる。また、それぞれの項目への点検・評価は多少に関わらず示されており、初めて実施された点検・評価作業のまとめとしては、ある程度整った仕上がり具合といえる。しかしながら、「学校法人武蔵野美術大学自己点検・評価規則」第 7 条（改善努力）の指摘にまで至っておらず、単に報告書としてまとめただけの結果となっている。

第 2 回自己点検・評価報告書は、点検・評価項目を 4 項目に絞っているため、軽量版になっているが、それぞれの項目の点検・評価は 1 年間という短期間において忠実に実務作業が行われてきた。また、大項目ごとに点検・評価あるいは提案等の形で課題が指摘されているが、その形式・表現等については第 1 回自己点検・評価報告書と同様に必ずしも統一されたものとはいえず、次期点検・評価活動に向けた反省材料の一つであった。また、第 2 回自己点検・評価委員会は、報告書のあとがきにおいて、「次期の点検・評価活動に向けては、相互評価（第三者評価）を受けるための準備をするよう理事長・学長に提議している。」旨、記述している。これを基に、理事長から各部門それぞれの改善・進捗状況に関する検討、報告が求められており、第 1 回自己点検・評価に比して進歩が見られる。

第 3 期自己点検・評価委員会は、2006 年 10 月、各実務作業報告書の点検・修正と

同時に、重点項目（大項目毎）の課題の抽出・整理を行い、理事長及び学長に提出した。

それを受け、2006年11月、理事長及び学長は重点項目の改善・改革方策の具体化に向けて検討を行うよう各事務所管に指示を行い、2007年5月、各事務所管から理事長及び学長に対し、検討の経過・結果などについて報告がなされた。

第3期自己点検・評価委員会は、前記報告及び5月1日現在の基礎データを基に実務作業を開始した。

### ●点検・評価

第2回自己点検・評価委員会の改善・改革に向けてのシステムは、規則第7条（改善努力）に基づく手続きとは異なっており、制度・システムの構築は、検討課題となっていた。

そのため、第3期自己点検・評価委員会は、前項の現状把握に記すとおり制度・システムの改善努力を行い、課題は有る程度解消されたといつてよい。

### ●改善・改革方策

第3期自己点検・評価委員会から実施されたシステムは、現状報告の項で記したとおりであるが、重点項目の諸課題の解消に向けて、次期の自己点検評価委員会は、システムのより効果的な運用を更に検討していく。

## ②自己点検・評価に対する学外者による検証

---

B群 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

### ●現状把握

本学は、1994年に大学基準協会の維持会員として加盟した時点では、大学基準協会から大学評価（加盟判定審査、相互評価）を受ける周期について、明確に示されていなかったため大学評価を受けてこなかった。しかし、大学基準協会による大学評価（加盟判定審査、相互評価）は、1996年度から新規加盟する大学に対して実施され、2001年度までは次の相互評価までの周期を10年と定めていた。更に2002年度以降は、加盟判定審査を受けて初回の相互評価は5年後、その後は7年周期に改められたが、本学はこの決定以前の1994年3月に加盟していたため、自己点検・評価規則を制定し自主的な自己点検・評価活動を行ってきたが、今日まで大学基準協会による大学評価（相互評価）を受けていなかった。

しかしながら、第2期自己点検・評価委員会は、大学評価（相互評価）を受けるこ

## 自己点検・評価

との意義を考慮した場合、本学も他大学に倣い大学評価を受けるよう理事長・学長に提議し、2003年12月の教授会で大学評価（相互評価）を受ける準備のために第3期自己点検・評価委員会を立ち上げることが承認された。その際、本学が大学基準協会の大学評価（相互評価）を受ける時期は2006年度とし、大学評価（相互評価）を受けるための基本条件として、学内常置の自己点検・評価委員会の基に実務作業グループをおく等の計画案が示され、併せて承認された。

2003年12月の教授会で大学評価（相互評価）を受けることが承認された後の2004年4月から、学校教育法の改正（法第69条の3第2項）が行われ、国公立全ての大学は、7年以内に1度（学校教育法施行令第40条）、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務付けられた。そのため、第3期自己点検・評価委員会は、本学を含む現在開校している全ての大学が評価を受けるタイム・リミットである2010年度末までに評価機関による評価を受ける義務についての確認及び受ける時期について改めて検討を行った。

検討の結果、第3期自己点検・評価委員会は、2004年7月の教授会において、本学は2006年に大学基準協会の大学評価（相互評価）を受ける予定であったが、学校教育法の改正に基づいた評価機関による評価を受けるための準備期間を含めたスケジュールに改めて変更することが妥当であるとの見解を示し、再度承認された。

また、同時に本学は大学基準協会の維持会員として1994年より加盟している経緯から、認証評価機関として大学基準協会を選択することも併せて確認された。

また、2005年3月の教授会において、今回の自己点検・評価活動を実施する第3期自己点検・評価委員会の任期は、評価機関による評価を受けるための自己点検・評価報告書をまとめるため、及び評価機関の現地査察を受ける任を担う理由から2005年4月から2009年3月までの4年間にわたる長期間になる旨、確認された。

また、2005年4月には自己点検・評価実務作業委員会が発足し、実務作業委員会は、大学基準協会の定める点検項目に添って、現状把握、点検・評価（長所と問題点）、改善・改革方策をまとめ、2006年3月までに第3期自己点検・評価委員会委員長に報告書が提出された。

なお、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関（大学基準協会）が行う評価に係る内容的なもの（評価基準、評価項目、評価方法）については大きな変更点はなく、新たに現地視察の導入及び評価結果（内容）が刊行物やインターネット等により社会に開示される点が追加になっている。

### ●点検・評価

現状把握の項で記したとおり、当初は大学評価（相互評価）を受ける予定であったが、認証評価機関による評価を受けるためのスケジュールに変更になったことから、学外者による検証は実施していないため、認証評価機関の評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置を講じる必要がある。

●改善・改革方策

2008年度に認証評価機関の評価を受けた後、大学は評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置を講じる必要がある、そのためには、次期の自己点検・評価委員会は、学外者による検証等（時期や方法等）の具体化に向けて検討すべきである。